



茨城県報

第 2 0 5 3 号

平成21年 2 月12日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

悪臭物質の排出を規制する地域及び悪臭物質の規制基準（環境対策課）	1
悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準の全部改正（2件）（環境対策課）	3
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）（障害福祉課）	6
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止（2件）（障害福祉課）	6
大規模小売店舗の新設の届出（中小企業課）	7
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（中小企業課）	8
道路の区域の変更（5件）（道路維持課）	9
道路の供用の開始（3件）（道路維持課）	11
更正換地処分届出（土地改良事務所）	12
公 告	
開発行為の工事完了（10件）（建築指導課）	12
軽油引取税に係る免税証の無効（県税事務所）	14
（ 警 察 本 部 ）	
入札公告	14
正 誤	
平成21年 2 月 5 日付け茨城県報第2051号中	17

告 示

茨城県告示第141号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域（以下「規制地域」という。）を次の1のとおり指定し、法第4条第1項の規定に基づく規制基準を次の2のとおり定め、平成21年4月1日から施行する。

なお、規制地域に係る関係図面は、茨城県生活環境部環境対策課及びかすみがうら市役所において縦覧に供する。

平成21年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

かすみがうら市に係る規制地域の範囲

地域の区分	規 制 地 域
A 区 域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により市街化区域として定められた地域（同法第8条第1項の規定により工業地域及び工業専用地域として定められた地域を除く。）
B 区 域	A区域を除く地域

2 規制基準

(1) 法第4条第1項第1号の規定に基づく事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

地域の区分 特定悪臭物質	A 区 域	B 区 域
ア ン モ ニ ア	1 ppm	2 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫 化 水 素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫 化 メ チ ル	0.01 ppm	0.05 ppm
二 硫 化 メ チ ル	0.009 ppm	0.03 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9 ppm	4 ppm
酢 酸 エ チ ル	3 ppm	7 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm	3 ppm
ト ル エ ン	10 ppm	30 ppm
ス チ レ ン	0.4 ppm	0.8 ppm
キ シ レ ン	1 ppm	2 ppm
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イ ソ 吉 草 酸	0.001 ppm	0.004 ppm

備考

この表においてA区域及びB区域とは、1の表で区分した地域をいい、関係図面上においては、A区域にあっては赤、B区域にあっては青の実線で区分した地域をいう。

(2) 法第4条第1項第2号の規定に基づく事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

(1)で定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により算出した特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プ

ロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの流量とする。

(3) 法第4条第1項第3号の規定に基づく事業場の敷地外における規制基準

(1)で定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した特定悪臭物質(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの排出水中の濃度とする。

茨城県告示第142号

平成7年3月20日茨城県告示第368号で告示した悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下「法」という。)第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条第1項の規定に基づく規制基準の全部を改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年2月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 規制地域の範囲

(1) 稲敷市(平成17年3月22日に効力を生じた合併前の稲敷郡江戸崎町及び同郡新利根町の同月21日における地域に限る。)に係る規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
A 区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第1項の規定により都市計画区域として定められた地域

(2) 取手市(平成17年3月28日に効力を生じた合併前の北相馬郡藤代町の同月27日における地域に限る。)に係る規制地域の範囲

地域の区分	規制地域
A 区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定により市街化区域として定められた地域
B 区域	都市計画法第7条第1項の規定により市街化調整区域として定められた地域

2 規制基準

(1) 法第4条第1項第1号の規定に基づく事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

地域の区分 特定悪臭物質	A 区域	B 区域
	アンモニア	1 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫化水素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	0.05 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	0.03 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm

ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm
イソブタノール	0.9 ppm	4 ppm
酢酸エチル	3 ppm	7 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm	3 ppm
トルエン	10 ppm	30 ppm
スチレン	0.4 ppm	0.8 ppm
キシレン	1 ppm	2 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm	0.004 ppm

備考

この表においてA区域及びB区域とは、1の表で区分した地域をいい、関係図面上においては、A区域にあっては赤、B区域にあっては青の実線で区分した地域をいう。

(2) 法第4条第1項第2号の規定に基づく事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

(1)で定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に定める方法により算出した特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの流量とする。

(3) 法第4条第1項第3号の規定に基づく事業場の敷地外における規制基準

(1)で定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した特定悪臭物質(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの排出水中の濃度とする。

茨城県告示第143号

平成10年3月31日茨城県告示第361-3号で告示した悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下「法」という。)第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条第1項の規定に基づく規制基準の全部を改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年2月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 規制地域の範囲

(1) 小美玉市(平成18年3月27日に効力を生じた合併前の新治郡玉里村の同月26日における地域に限る。)に係る規制地域の範囲

地域の区分	規 制 地 域
B 区 域	全域

(2) つくばみらい市 (平成18年 3月27日に効力を生じた合併前の筑波郡谷和原村の同月26日における地域に限る。) に係る規制地域の範囲

地域の区分	規 制 地 域
A 区 域	都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第 7 条第 1 項の規定により市街化区域として定められた地域
B 区 域	都市計画法第 7 条第 1 項の規定により市街化調整区域として定められた地域

2 規制基準

(1) 法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づく事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

地域の区分 特定悪臭物質	A 区 域	B 区 域
ア ン モ ニ ア	1 ppm	2 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫 化 水 素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫 化 メ チ ル	0.01 ppm	0.05 ppm
二 硫 化 メ チ ル	0.009 ppm	0.03 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9 ppm	4 ppm
酢 酸 エ チ ル	3 ppm	7 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm	3 ppm
ト ル エ ン	10 ppm	30 ppm
ス チ レ ン	0.4 ppm	0.8 ppm
キ シ レ ン	1 ppm	2 ppm
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イ ソ 吉 草 酸	0.001 ppm	0.004 ppm

備考

この表においてA区域及びB区域とは、1の表で区分した地域をいい、関係図面上においては、A区域にあっては赤、B区域にあっては青の実線で区分した地域をいう。

(2) 法第4条第1項第2号の規定に基づく事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

(1)で定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により算出した特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの流量とする。

(3) 法第4条第1項第3号の規定に基づく事業場の敷地外における規制基準

(1)で定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレラルデヒド、イソバレラルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの排出水中の濃度とする。

茨城県告示第144号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成21年 2月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812700359	りんどう介護センター	筑西市玉戸1342 - 5	有限会社りんどう介護センター	筑西市玉戸1342 - 5	平成21年 2月1日	居宅介護

茨城県告示第145号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成21年 2月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0813800240	A M I 福祉工場	稲敷郡阿見町大字福田84番地の3	社会福祉法人あすなる会	稲敷郡阿見町大字福田84番地の3	平成21年 2月1日	就労移行支援

茨城県告示第146号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成21年 2月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0810100842	株式会社 日立ライフ 千波介護ステーション	水戸市千波町462 - 6	株式会社 日立ライ フ	居宅介護 重度訪問介護	平成21年 4月1日
0830100863				相談支援	

茨城県告示第147号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成21年 2月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0812100014	ツクイ ひたちなか	ひたちなか市高場 315 - 1	株式会社 ツクイ	居宅介護 重度訪問介護	平成21年 1月1日

茨城県告示第148号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び平成21年3月31日までの間県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に平成21年3月31日までは茨城県県南地方総合事務所商工労働課、平成21年4月1日以降は茨城県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成21年 2月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社 ケーズホールディングス

代表取締役 加 藤 修 一

(2) 住所

水戸市柳町一丁目13番20号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキつくば研究学園店

つくば市葛城一体型特定土地区画整理事業地内C42街区9画地 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社 ケーズホールディングス	水戸市柳町一丁目13番20号	加 藤 修 一

- (3) 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年11月 1 日
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
8,158m²
- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- | | |
|----------------|-------------------|
| ア 駐車場の収容台数 | 487台 |
| イ 駐輪場の収容台数 | 100台 |
| ウ 荷さばき施設の面積 | 108m ² |
| エ 廃棄物等の保管施設の容量 | 78 m ³ |
- (6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(開店時刻) 午前10時
(閉店時刻) 午後 9 時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時30分 ~ 午後 9 時30分
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時 ~ 午後 9 時

3 届出年月日

平成21年 1 月29日

~~~~~

### 茨城県告示第149号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成21年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

### 1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングセンターサブラ  
龍ヶ崎市小柴 5 丁目 1 番 2
- (2) 届出の概要
- ア 届出の種類及び届出の公告日  
変更の届出（第 6 条第 1 項）  
平成20年 9 月29日
- イ 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)



| 氏 名 又 は 名 称  | 住 所                    | 代表者氏名   |
|--------------|------------------------|---------|
| 株式会社シー・エス・ピー | 東京都江戸川区西葛西 6 - 22 - 3  | 堀 田 宗 之 |
| 株式会社カメラのきむら  | 東京都中央区日本橋室町 4 - 2 - 10 | 木 村 朝 彦 |

(変更後)

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                    | 代表者氏名   |
|-------------|------------------------|---------|
| 株式会社カメラのきむら | 東京都中央区日本橋室町 4 - 2 - 10 | 秋 山 圭 一 |

(3) 届出年月日

平成20年 9 月11日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成21年 2 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 水戸岩間線

3 道路の区域

| 区 間                                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                      | 延 長         | 摘 要  |
|------------------------------------------------------|------|----------------------------|-------------|------|
| 水戸市大字見川町 1 丁目350番 7 地先から<br>水戸市大字見川町 1 丁目333番 1 地先まで | 旧    | メートル<br>最大 31.0<br>最小 10.0 | メートル<br>215 |      |
|                                                      | 新    | 最大 32.0<br>最小 11.0         | 215         | 現道拡幅 |

茨城県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成21年 2 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 稲田友部線

3 道路の区域

| 区 間                                    | 旧新の別  | 敷地の幅員              | 延 長        | 摘 要     |
|----------------------------------------|-------|--------------------|------------|---------|
| 笠間市本戸5683番 1 地先から<br>笠間市本戸5682番 1 地先まで | 旧 (A) | メートル<br>最大 7.0     | メートル<br>55 |         |
| 笠間市本戸5719番 1 地先から<br>笠間市本戸5712番 1 地先まで |       | 最小 4.0             |            |         |
| 笠間市本戸5719番 1 地先から<br>笠間市本戸5712番 1 地先まで | 新 (B) | 最大 22.0            | 66         |         |
| 笠間市本戸5712番 1 地先まで                      |       | 最小 12.0            |            |         |
| 笠間市本戸5719番 1 地先から<br>笠間市本戸5712番 1 地先まで | 新 (B) | 最大 22.0<br>最小 12.0 | 66         | 旧 道 移 管 |

## 茨城県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年 2 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 294号
- 3 道路の区域

| 区 間                                          | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延 長         | 摘 要 |
|----------------------------------------------|------|-----------------|-------------|-----|
| 取手市野々井字柏原804番 3 地先から<br>取手市野々井字柏原788番 7 地先まで | 旧    | メートル<br>最大 13.1 | メートル<br>131 |     |
|                                              |      | 最小 11.9         |             |     |
|                                              | 新    | 最大 38.4         | 131         |     |
|                                              |      | 最小 13.1         |             |     |

## 茨城県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年 2 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上吉影岩間線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員                     | 延 長               | 摘 要 |
|------------------------------------------------------------|------|---------------------------|-------------------|-----|
| 小美玉市大字上吉影字石河原143番 1<br>地先から<br>小美玉市大字上吉影字石河原700番 1<br>地先まで | 旧    | メートル<br>最大 20.5<br>最小 6.5 | メートル<br>260       |     |
|                                                            |      | 新                         | 最大 20.0<br>最小 6.5 | 260 |

茨城県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年2月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年2月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 125号
- 3 道路の区域

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員                           | 延 長        | 摘 要   |
|-----------------------------------------|------|---------------------------------|------------|-------|
| 稲敷郡美浦村木原626番 2 地先から<br>稲敷郡美浦村木原445番地先まで | 旧    | (A)<br>メートル<br>最大 9.0<br>最小 9.0 | メートル<br>84 |       |
|                                         |      | (B)<br>最大 21.5<br>最小 9.0        | 92         |       |
|                                         | 新    | (A)<br>最大 9.0<br>最小 9.0         | 84         | 迂回路撤去 |

茨城県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年2月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年2月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 一般国道 294号
- 2 供用開始の区間 守谷市大字小山字水垂389番 7 から  
守谷市けやき台 1 丁目19番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成21年2月23日

茨城県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年2月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 稲敷阿見線
- 2 供用開始の区間 稲敷市月出里字花指74番 1 地先から  
稲敷市月出里字花指79番 7 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 2 月27日

## 茨城県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年 2 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 長岡大洗線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡大洗町大字大貫町字釜口山2437番地先から  
東茨城郡大洗町大字大貫町字船渡2296番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 2 月20日

## 茨城県告示第158号

平成20年12月25日付け土土改指令第 5 号をもって認可した団体営土地改良事業西谷田川地区の換地計画の更正については、土浦市外十五ヶ町村土地改良区から更正換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4 項の規定により公示する。

平成21年 2 月12日

茨城県土浦土地改良事務所長 長 洲 仁

---

公 告

---

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成21年 2 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
那珂市菅谷字一ノ関4530番75
- 2 事業主の住所及び氏名  
東茨城郡茨城町大字長岡3524番地301（グランパークE棟101号室）、那珂市後台1491番地141  
細 貝 暢 彦，細 貝 幸 雄

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
那珂市菅谷字一ノ関4543番 7，同番45，同番46，同番47，同番48，同番49，同番50，同番51（第 2 工区）

## 2 事業主の住所及び氏名

那珂市竹ノ内二丁目11番地 4

株式会社 那珂ハウジング

代表取締役 川 野 勝 行

ひたちなか市津田1652番地の 1

有限会社 新栄開発

代表取締役 山 崎 満

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

潮来市古高3434番 6

2 事業主の住所及び氏名

潮来市古高3194番地

池 本 達 也, 池 本 明日美

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

銚田市滝浜字原口前344番 2, 同番 4

## 2 事業主の住所及び氏名

土浦市北神立町 2 番地12

アイアグリ株式会社

代表取締役 玉 造 和 男

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市柏田町字七軒下992番 8

2 事業主の住所及び氏名

牛久市牛久町3312番地 2 カルム牛久305号

及 川 雅 仁

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市乙子字原畑214番 1

## 2 事業主の住所及び氏名

守谷市けやき台三丁目10番地 1 (ハイツパークサイドA101)

小 針 慶一郎

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市百合ヶ丘二丁目字清水2779番256

2 事業主の住所及び氏名

東京都渋谷区代々木二丁目 1 番 1 号

積和不動産株式会社

代表取締役社長 山 林 高 明

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町うずら野三丁目24番 4

## 2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町うずら野二丁目19番地 4

川 添 英 世

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市沓掛字柏崎乙711番13

## 2 事業主の住所及び氏名

坂東市沓掛1526番地 1

福 田 茂, 福 田 咲 子

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字川尻字櫛木775番 8

## 2 事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字川尻366番地

丸 山 恵 子

## 軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成20年11月9日以降無効とする。

平成21年 2月12日

茨城県土浦県税事務所長 坂 本 進

| 用 途 | 種 類     | 記号及び番号  | 枚数  | 有 効 期 間     | 販売業者の所在地及び氏名                   |
|-----|---------|---------|-----|-------------|--------------------------------|
| 船舶  | 100リットル | G600887 | 9 枚 | 平成20年 6月25日 | ひたちなか市阿字ヶ浦町317<br>黒沢石油店阿字ヶ浦給油所 |
|     |         | ~       |     | ~           |                                |
|     |         | G600895 |     | 平成20年12月24日 |                                |

(警 察 本 部)

## 入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成21年 2月12日

茨城県警察本部長 小 風 明

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 調達する物件名

通信指令及び総合指揮システム賃貸借

## (2) 調達する物件の仕様及び数量

入札説明書(仕様書)による。

## (3) 借入期間

平成21年 9月 1日から平成27年 8月31日まで

ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、契約は解除する。

## (4) 納入場所

茨城県警察本部庁舎他各警察署・執行隊

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 参加資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類19（リース・レンタル）に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記載のうえ、次の場所へ4の(3)に示す期間内に申請すること。

〒310 - 8555

水戸市笠原町978 - 6

茨城県会計事務局会計第二課 調度担当

電話 029 - 301 - 4875

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 入札説明書に示した借入物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

(6) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

## 3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所

〒310 - 8550

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県警察本部警務部会計課管財係

電話 029 - 301 - 0110 内線2263

(2) 入札説明書の交付期間

平成21年 2月12日から平成21年 2月26日までの午前9時から午後5時まで

（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

(3) 入札書の受領期限

平成21年 3月25日午前11時

(郵送による入札の場合は平成21年 3月24日午後 5 時)

(4) 開札の日時及び場所

平成21年 3月25日午前11時

茨城県警察本部 2 階入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及びその他の提出書類を前記 3 の

(1)に示す場所に平成21年 3月 6日午後 5 時までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第15号。以下「規則」という。）第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。

(8) その他

当該入札に係る平成21年度予算案が否決された場合は、この公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失う。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required:

The leases of communications command system 1 set

(2) Rent period:

From 1 September 2009 through 31 August 2015

(3) Time-limit for tender:

5:00 pm 24 March 2009 in case of mail

11:00 am 25 March 2009 in case of by hand

(4) Contact point for the notice:

Finance Division, Ibaraki Prefectural Police Headquarters

978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan 310-8550

Phone: 029-301-0110

~~~~~

正 誤

平成21年 2 月 5 日付け茨城県報第2051号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から 9	茨城県告示第121号	茨城県告示第121 - 2 号

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)